【緊急対処事態等】

●●年●●月●●日 ●●時 富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、●●地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)が用いられた可能性が高いとして警報を発令し、爆発地域の●●及びその周辺の●●地域及びその風下となる● ●地域を要避難地域、●●市、●●町を避難先地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

2 避難の方法

市は、屋内への退避の指示をしていた要避難地域の住民約○○名について、直ちに一時集合場所である○○及び○○に集合させる。

残存する要避難地域内の住民については、警察による当該地域の安全確認が為された後、NBC 防護機器を有する消防機関に伝達を依頼する。また、NBC防護機器を有する府警察や、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊に、住民の避難誘導を要請する。

一時集合場所では、住民を個別に確認し、避難者リストを作成する。

3 避難住民の誘導

- (1) 市の体制、職員の配置
 - ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置
 - ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置富田林市消防庁舎 5階【連絡先(電話番号):0721-25-1000】
 - ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

イ 市の体制、職員の配置

爆発が発生した地区周辺に職員を派遣するときは、安全を確認後、現地消防指揮者と調整し、消防指揮所内に現地調整所を設置し、現地で活動する府警察、自衛隊等との情報共有及び連絡調整に当たらせる。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

- ア 職員間の連絡手段
 - ・職員間の連絡方法、連絡先
- イ 関係機関との調整方法
 - ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234

- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容 を伝達する。また、対象地域外の住民全般にも、防災行政無線や広報車、ウェブサイトやS NS等あらゆる手段を活用して、事態の状況を伝達する。
- ・上記と並行し、避難実施要領について、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係 者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な 誘導員を窓口として配置する。

(4) 避難施設の開設等

- ・指定避難所等を臨時避難施設として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、府と調整して、当該避難施設における専門医やDMAT (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- ・市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難施設におけるNBC等災害への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、府、医療機関と調整を行う。
- ・避難施設における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入れ先 となる医療機関について府と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関 における受入れ調整を行う。
 - ※避難施設における救護に関する活動は、府と調整して行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1)誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電 話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住 民及び誘導員(自分自身含む)の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警

察等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族 との連絡手段を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

市職員においては、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。